

泉大津市立病院院内保育所運営業務委託に  
係る公募型プロポーザル実施要項

令和4年2月

泉大津市立病院

## 泉大津市立病院院内保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要項

### 1 目的

本要項は、泉大津市立病院院内保育所運営業務を行う事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な手続きについて定める。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名称

泉大津市立病院院内保育所運営業務委託（以下「本業務」という。）

#### (2) 業務内容

別添「泉大津市立病院院内保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

#### (3) 契約期間

令和4年6月1日から令和6年3月31日までの長期継続契約による契約とし、業務状況により期間の変更または、解除する場合がある。

ただし、契約締結日から履行開始日までは、本委託の準備期間とする。

また、予算の議決により次年度以降の契約を締結できない場合がある。

#### (4) 履行場所

泉大津市立病院コーラルハウス1階（泉大津市下条町17番37号）

#### (5) 提案上限額

仕様書の業務内容をすべて満たした金額の月額は、2,110,000円(税抜き)を上限額とする。

### 3 参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当する法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人でないこと。

① 旧会社更生法（昭和27年法律第172条号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続き開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者

③ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381

条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同条第2項の規定による通告がなされている者

- (3) 参加表明書提出から契約締結が行われるまでの期間において、泉大津市入札参加有資格業者の指名停止等に関する要綱に規定する指名停止又は指名回避の措置を受けていない者であること。
- (4) 参加表明書提出から契約締結が行われるまでの期間において、泉大津市暴力団排除条例(平成24年泉大津市条例1号)に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (5) 令和3・4年度泉大津市入札参加資格があること。
- (6) 大阪府、兵庫県、京都府、奈良県及び和歌山県に本社又は営業所等を有する法人であって、保育施設の運営実績が3年以上継続してあること又は病院の院内保育所の運営実績が3年以上継続してある保育事業者であること。(いずれも、業務委託契約による運営を含む。)

#### 4 当該業務の委託業者選定方法

泉大津市立病院院内保育所運営業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会(以下「委員会」という。)において、企画提案内容を審査し事業者の候補者を選定する。

#### 5 本業務のスケジュール

- |                      |                            |
|----------------------|----------------------------|
| (1) 募集要領等公表          | 令和4年2月22日(火)               |
| (2) 参加表明に係る質疑書の提出期間  | 令和4年2月22日(火)<br>から3月1日(火)  |
| (3) 参加表明に係る質疑書への回答   | 令和4年3月4日(金)                |
| (4) 参加表明書提出期間        | 令和4年2月22日(火)<br>から3月8日(火)  |
| (5) 一次審査結果通知         | 令和4年3月14日(月)               |
| (6) 企画提案に係る質疑書提出期間   | 令和4年3月15日(火)<br>から3月22日(火) |
| (7) 企画提案に係る質疑書への回答   | 令和4年3月28日(月)               |
| (8) 企画提案書受付期間        | 令和4年3月29日(火)<br>から年4月5日(火) |
| (9) 二次審査日(プレゼンテーション) | 令和4年4月                     |
| (10) 二次審査結果通知        | 令和4年4月                     |
| (11) 契約締結            | 令和4年4月                     |
| (12) 準備期間            | 令和4年5月                     |

(13)保育開始日

令和4年6月1日

## 6 参加表明に係る質疑及び回答

- (1) 提出期間 令和4年2月22日(火)から3月1日(火)午後5時までの期間に参加表明に係る質疑書(様式5)を提出すること。
- (2) 提出方法 18に記載した連絡先に電子メールを送信すること。
- (3) 回答方法 令和4年3月4日(金)午後5時までに泉大津市立病院ホームページ内に掲載する。

## 7 参加表明書の提出

- (1) 提出期間 令和4年2月22日(火)～3月8日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所 泉大津市立病院・7階総務課
- (3) 提出方法 郵送(書留、または簡易郵便に限る)提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類 参加表明書(様式1)、会社概要(様式2)、業務実績書(様式3)、承諾書(様式4)

- (5) 提出部数 正本1部、副本6部

## 8 一次審査

### (1) 審査

- ①審査員:審査委員会
- ②審査場所:泉大津市立病院内
- ③審査方法:別紙1(第1 総括事項)を審査基準として書面審査を行う。
- ④審査委員会において合計点数の総計上位5者を選定する。なお、一次審査対象者が5者以下の場合は、全て二次審査対象者とする。

### (2) 結果通知

- ①審査の結果、参加資格要件を全て満たし、提案候補者として選定された者に対しては、「第一次審査結果通知書兼企画提案書提出要請書」を送付し、企画提案書の提出要請を行う。
- ②提案候補者として選定されなかった者(参加資格を満たさない又は確認できない者)に対しては、その理由を明記した「第一次審査結果通知書」を送付する。
- ③第一次審査を通過した者(上記アの通知を受けた者)は、企画提案書(提案価格見積書及び提案価格見積書(内訳書)、内訳明細書を含む。)を提出することができる。

④上記②の通知を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面（A4版任意様式）により、病院事業管理者に対して、その理由について説明を求めることができる。受付場所は事務局とし、受付時間は土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

⑤上記に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。

## 9 企画提案書に係る質疑書

- (1) 提出期間 令和4年3月15日(火)～3月22日(火)午後5時までの期間に企画提案書に係る質疑書（様式6）を提出すること。
- (2) 提出方法 18に記載した連絡先に電子メールを送信すること。
- (3) 回答方法 令和4年3月28日(月)午後5時までに二次審査対象者全員に電子メールにて回答する。

## 10 企画提案書の提出

- (1) 受付期間 令和4年3月29日(火)～4月5日(火)午後5時まで
- (2) 提出場所 泉大津市立病院・7階総務課
- (3) 提出方法 郵送（書留、簡易郵便、または配達記録郵便に限る）提出期限までに必着のこと。
- (4) 提出書類 企画提案書表紙（様式8）、企画提案書（任意様式）、見積書（様式9）
- (5) 内容等
  - ①提出書類規格等は、次のとおりとすること。
    - ・用紙サイズ等は、A4横・横書き両面印刷、上部綴じとする。
    - ・表紙には、業務名称・事業社名・担当者名を記載すること。
    - ・正の部数は、1部とし表紙を添付した上で綴じること。
    - ・副の部数は、6部とし表紙を添付しないで綴じること。
- (6) 運営についての提案内容は、以下のことに留意すること。
  - ・運営方針（保育所運営に当たっての基本的な考え方、目標等）
  - ・保育内容（保育指導の計画、1日の保育の流れ、年間行事計画等）
  - ・園児の健康管理の取組み
  - ・個人情報保護方針及び保護措置、情報公開方針、広報計画
  - ・苦情処理、サービス向上に向けた取組み
  - ・保育所運営に当たっての独自の取組み
  - ・職員配置や勤務体制の計画、研修等職員のレベル維持の取組み
  - ・危機管理（事故災害の防止策、発生時の対応等）

(7) その他の詳細は、別紙2を参照すること。

## 11 辞退届

参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式7)を提出すること。

## 12 二次審査（プレゼンテーション）

### (1) 審査

①審査日：令和4年4月

②審査員：審査委員会

③審査場所：泉大津市立病院内

④審査方法：企画提案書等に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを行い別紙1(第2 委託業務運営事項)の審査基準に基づいて評価し、一次審査と二次審査の合計点において最も高い評価を得た者を最優秀提案者、次に高い評価を得た者を優秀提案者として特定し、特定結果を事務局に報告する。

(2) その他の詳細は、別紙3を参照すること。

※状況によりプレゼンテーションを中止し書類にて審査する場合があります。

## 13 優先交渉権者等の決定

### (1) 決定

病院事業管理者は、審査委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の特定結果に基づき、優先交渉権者及び次点者を決定する。

(2) 決定の通知

(3) 審査の結果、決定された優先交渉権者及び次点者に対しては、その旨を優先交渉権者には優先交渉権者決定通知書、次点者には次点者決定通知書にて通知する。

(4) 優先交渉権者等に決定されなかった者に対しては、理由を付し、優先交渉権者及び次点者に決定されなかった旨を通知書にて通知する。

(5) 優先交渉権者及び次点者に決定されなかった旨の通知書を受けた者は、その通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面(A4版任意様式)により、病院事業管理者に対し、その理由の説明を求めることができる。受付場所は、事務局とし、受付時間は、土日祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

(6) 上記(5)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して14日以内に書面により行う。

#### 14 契約の手続き

- (1) 交渉開始日：二次審査（プレゼンテーション）結果通知以降
- (2) 締結事業者：優先交渉権者と契約交渉(企画提案書の見積金額を含む。)を行い合意に達した場合に随意契約を締結する。なお、合意に達しない場合は、次点者を交渉権者とし契約交渉を行う。

#### 15 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加資格」の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (3) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合。
- (4) 企画提案に当たり著しく信義に反する行為が確認できた場合。
- (5) 企画提案者が、契約履行することが困難と認められる状態が確認できた場合。

#### 16 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、全て企画提案者の負担とする。

#### 17 本委託業務の執行中止等

やむを得ない理由等により、本委託業務の執行が出来ないと認めるときは、中止または取り消す場合があり、その場合において企画提案等に要した経費を泉大津市立病院に請求は出来ないものとする。

#### 18 事務局

本業務に関する事務局及び問い合わせ先は、次のとおりとする。

- 泉大津市立病院事務局総務課管理係

595-0027

泉大津市下条町 16 番 1 号

TEL 0725-32-5622

FAX 0725-32-8056

E-mail soumu-kanri@city.izumiotsu.osaka.jp

件名に必ず【泉大津市立病院院内保育所運営業務委託】と記載すること。